

ブロック塀等撤去費補助金申請についてのご案内

1 対象のブロック塀

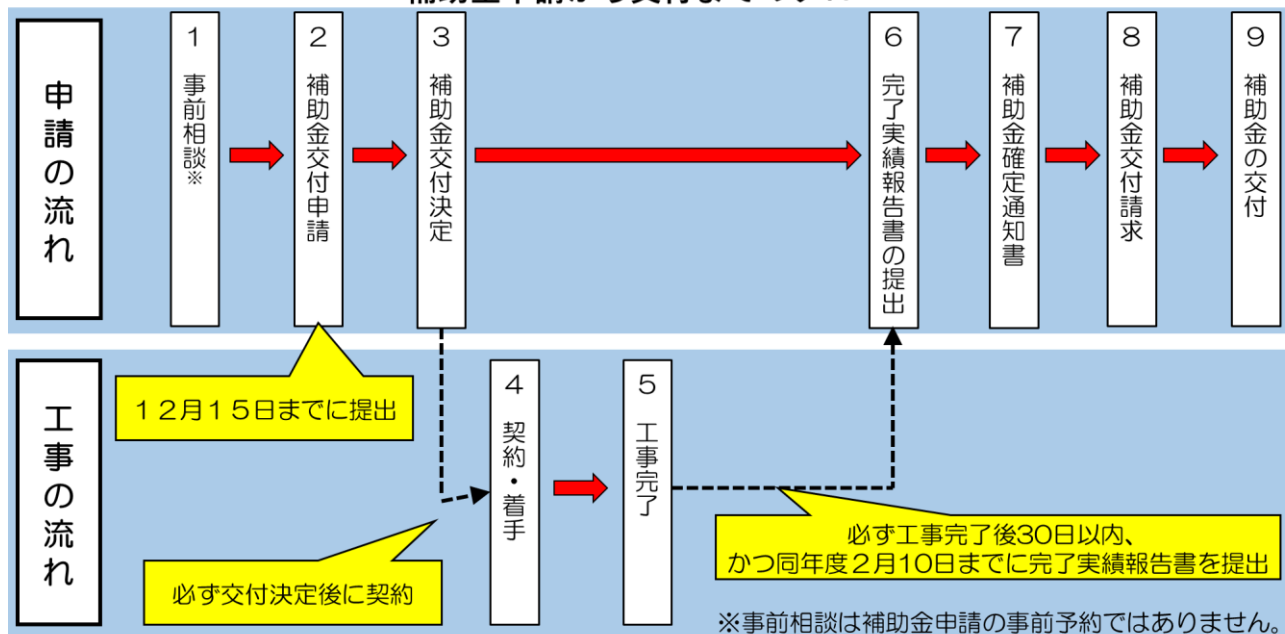
下記①～③のすべてに該当するもの

- ①一宮市内にあるコンクリートブロック等（※1）で築造した塀
- ②公共の道路に面しているブロック塀等
- ③道路から高さ1 m以上のブロック塀等

※1：レンガや石材等の組積造の塀も含まれます。

2 申請の流れ

補助金申請から交付までのフロー



3 注意事項

- ・補助金申請には事前の相談が必要です。
事前相談は電話（0586-28-8644）でも受け付けております。
- ・申請前に工事の契約および着手をすると、補助金を交付することができません。
- ・「ブロックを数段残して撤去し、その上にフェンスを建てる」等、塀を全て撤去しない場合は補助金対象外となります。ただし、コンクリート基礎等は残せる場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・完了実績報告の提出期限が工事完了から30日または同年度の2月10日の早い日であるため、工期設定にご注意ください。

4 補助金額

- ①対象ブロック塀等の撤去・処分にかかる工事費
- ②撤去する対象ブロック塀等の長さ(m)×1万円

} ①、②のどちらか少ない額の1/2
(上限10万円)

5 必要書類

申請書（一宮市ウェブサイトよりダウンロード可）に以下の書類を添付してください。

- 1 案内図（都市計画図等）
- 2 撤去工事の内容を表した図書（配置図・立面図等、4の写真への書き込み可）
- 3 工事施工者が発行した撤去費用の見積書（工事施工者の会社名・代表者名・所在地が記入されたもので、補助対象金額が計算できるもの）の写し
- 4 撤去するブロック塀等の写真（全景写真、前面道路、危険箇所等）
- 5 委任状（申請者以外が申請する場合）
- 6 ブロック塀等のチェックリスト
- 7 その他市長が必要と認める書類

6 工事の完了について

申請工事の「**完了実績報告書**」は工事完了から30日または同年度の2月10日（土日祝の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに提出する必要があります。

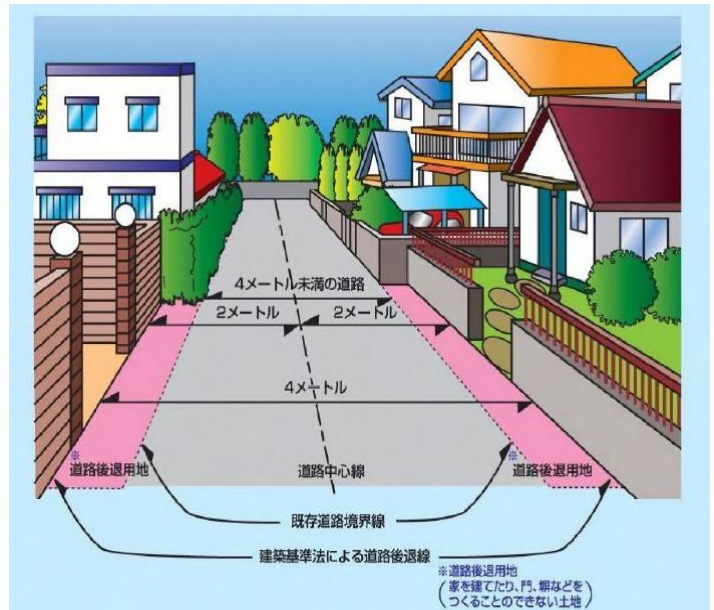
完了実績報告書に必要な書類は以下のとおりとなります。

- 1 完了実績報告書（決定通知書に同封します）
- 2 工事請負契約がわかる書類の写し
- 3 工事代金の領収書、又は請求書の写し
- 4 撤去が完了したことがわかる写真

7 接面する道路がせまい場合

撤去するブロック塀等が接面している道路が建築基準法の第42条第2項に該当する道路（一宮市が管理する道路で幅1.8m以上4m未満の道路）の場合、道路後退用地（右図参照）内にある塀は、基礎も含め、道路面と同じ高さまで撤去しなければなりません。また、新たにフェンス等を道路後退用地に建てることはできません。

このことに該当した場合には、**補助金交付決定通知書**の下部にある「**付する条件**」欄にその旨を記載しますので確認をお願いします。



8 相談・申請窓口

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 本庁舎7階

一宮市建築部建築指導課 **TEL 0586-28-8644**（直通）



補助金制度の詳細や様式のダウンロードは一宮市ウェブサイトへ

一宮市 ブロック塀 補助金

検索

